

株式会社ファッション・コ・ラボ  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、策定した行動計画を次のように変更（計画期間短縮）する。

1. 計画期間：2022年4月1日～2026年2月28日（1ヶ月短縮）  
※変更前：2022年4月1日～2026年3月31日（4年間）

2. 目標と取組み内容・実施時期

目標① 計画期間内に、有休取得奨励日を設定し有給休暇の取得を一人当たり年間6日以上とする。

<実施時期・取組内容>

2022年4月～ 有休取得奨励日を案内する（大型連休・年末年始前後等）

2022年11月～ 実態調査を行い、年次有給休暇の付与日数に対し取得率が30%未満の社員に関しては、年度末までの取得計画を所属長と共に策定⇒このサイクルを繰り返す

目標② 育児・介護制度、両立支援制度（ライフ優先勤務）利用希望者に、仕事と家庭の両立を実現することを目的とした事前面談を100%実施する。

<実施時期・取組内容>

2022年4月～ 制度利用希望者への事前面談の実施

2023年4月～ 前年度運用の振り返りを行い、今年度運用の改善策を講じる ⇒このサイクルを繰り返す

目標③ 月45時間超の残業件数、残業時間を減らし、前年の実績に対して改善を図る。

<実施時期・取組内容>

業務の優先順位付けや組織・業務分担の見直し等のマネジメントの徹底を図ることで、仕事と家庭のバランスをとり、継続的に就業が出来る環境の実現を目指す。

2022年4月～ 45時間以上の残業超過者が発生した際には、該当部署からの原因及び改善策を報告する場を、経営会議にて、月に1度設ける。